

園児・保護者のみなさまへ



保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和4年度第1報)



平素より、本市が取り組む子育て支援の取組にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、新たな感染者が後をたたない状況が継続しております。新年度を迎え、市内の保育園、認定こども園及び幼稚園では引き続き感染予防に努めておりますが、今一度、本市計画について、ご理解ご協力をお願いします。

また、体調不良の場合には無理に登園せず、かかりつけ医等にご相談ください。

記

1 感染の疑いがあるときの相談窓口について

○かかりつけ医に相談してください。かかりつけ医がお休みのときや、かかりつけ医が無いなど相談先に迷ったときは、**受診相談センター0120-567-492(土日祝も開設、9時～17時15分)**。夜間や陽性者との接触歴がある方等は、米子保健所 0859-31-0029 まで

2 体調不良で登園を避けていただく際の考え方について

(1) 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は、登園を控えてください。

○37.5℃以上の発熱だけで判断せず、お子様の状況や医師の受診結果などを踏まえて判断してください。以下は、あくまでも例示であり、基礎疾患の有無などによっても変化します。

日頃から健康観察をしていただき、普段と違うときは無理に登園しないようお願いします。

○登園を控えていただく例…発熱(平熱より高い)、息苦しさ、倦怠感(だるさ)等があるとき

○登園可能な例…呼吸器症状等が感染性ではないと医師が判断し、登園しても良いと言われたとき

○園児が濃厚接触に該当したときは、登園せず、保健所の指示に従い健康観察をお願いします。

(2) 保護者の皆さまに発熱などの体調不良があるとき

園までお伝えください。園児の送迎時の接触を減らすために玄関対応とする等、感染リスクを減らす対応をさせていただきます。**なお、園児と同居する家族の方が保健所の判断によりPCR等検査を受けた場合は、結果が判明し、保健所が外出等の活動を許可されるまでの間、登園を控えていただきますようお願いいたします。**

3 保育園等の運営にご理解・ご協力をお願いします

保育園等では、子ども達の健やかな育ちの場として、成長の段階にあわせた様々な活動を行っています。体と体の触れ合いやコミュニケーション(会話)は心身の発達にとっても大切な要素です。感染の予防に努めておりますが、感染リスクを完全に無くすることは困難です。保育園等の運営について、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

4 感染者の人権に配慮をお願いします。

患者やその家族、医療従事者への差別、偏見、誹謗中傷は決して許される行為ではありません。

感染された方に問題があるといった批判をすることは、ひとりひとりが持っている人権を損なう行為です。公的機関の正確な情報に基づき、冷静かつ人権に配慮した行動をお願いします。

(裏面もご覧ください)

境港市保育園等における新型コロナウイルス感染症の対応計画

令和4年4月4日現在

1 感染の予防 3つの密の回避（密閉空間、多くの人々が密集する場所、密接した距離での会話）を避けましょう。こまめな手洗い、咳エチケットに取り組みましょう。
 ※鼻咳が出る等の症状がある園児や、発達段階等からマスクの着用が可能な園児はマスク着用をお願いします。なお、一律にマスク着用を求めるものではありません、マスク着用による息苦しさを感じていないか十分に注意し、健康被害等が発生するおそれがあると判断する場合は、マスクを外すようにしてください。

2 体調不良は登園を避けて 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合をはじめ、日頃から健康観察をしていただき、普段と違うときは無理に登園しないようお願いいたします。ただし、呼吸器症状等が感染性のものとない医師が判断した場合は、この限りではありません。

3 感染の疑いがあるとき かかりつけ医に相談してください。相談先に迷ったときは、**受診相談センター 0120-567-492（土日祝も開設、9時～17時15分）**に相談してください。上記以外の時間は、米子保健所 0859-31-0029 まで
 園児や同居する家族が、陽性又は濃厚接触者に該当したときや、保健所の判断によりPCR等検査を受ける場合は、すみやかに園まで連絡をお願いします。（休日や夜間は、境港市役所0859-44-2111まで連絡をお願いします。）

4 感染発生期	A 第1段階	・緊急事態宣言等の地域に指定されたときや、市内に感染者が発生したとき等で、市長が必要と判断するとき（園児や職員の感染は確認されていない状態）。	・園は運営いたしますが、登園自粛を要請します。 ・病児・病後児保育の利用条件を設けます。
	B 第2段階	・濃厚接触者には該当しないが、関係者としてPCR等検査を受けるとき。	・PCR等検査の結果が判明するまでは、登園を控えるよう要請します。
		・園児や職員が、濃厚接触者に特定されたとき。	・該当する園児や職員に対し、保健所が外出等の活動を許可するまで（濃厚接触から7日間）は登園せず、自宅等での健康観察を要請します。
C 第3段階	・園児や職員に、1人でも陽性が確定したとき。	・陽性が確定した園については原則休園。（保健所と協議し、再開を決定するまでの間）	

※新型コロナウイルス感染症に適切な対応を図るため、本計画に記載した内容について、必要な見直しをさせていただきます場合があります。



★お願い★ 以下の場合はその旨を保育園等にもご連絡ください

平日・土曜日 各保育園（開園時間内） ※休日・時間外 44-2111 境港市役所

- * 園児又は同居するご家族等がPCR検査等を受けた結果、陽性が確認された場合
- * 保健所の指示のもと、園児又は同居するご家族等が濃厚接触者に特定された場合
- * 医療機関、保健所等との相談・指示により、園児がPCR検査等を受けることになった場合
- * 医療機関、保健所等との相談・指示により、ご家族等がPCR検査等を受けることになった場合